

愛知県相談支援従事者初任者研修 オリエンテーション

名東区障害者基幹相談支援センター
センター長 小島 一郎

愛知県の初任者研修の流れ

8月 9月

10月

11月



①②

講義

全体

③

ケアマネ
プロセス
演習

3日程
に分散

④

個別相談支援
社会資源理解
自立支援協議会理解

4日程に分散

⑤⑥

愛知県の資格取得研修の流れ

8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月



相談支援

①②
講義

③×3
全体
演習

④ ⑤⑥
×4
地区別演習

児発管
サビ管

(名古屋市分)

①②
講義

③

④⑤×6
分野別演習

③

①②
講義

④⑤×11
分野別演習

相談支援専門員について（現行）

（基準）

- 指定計画相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員を配置。

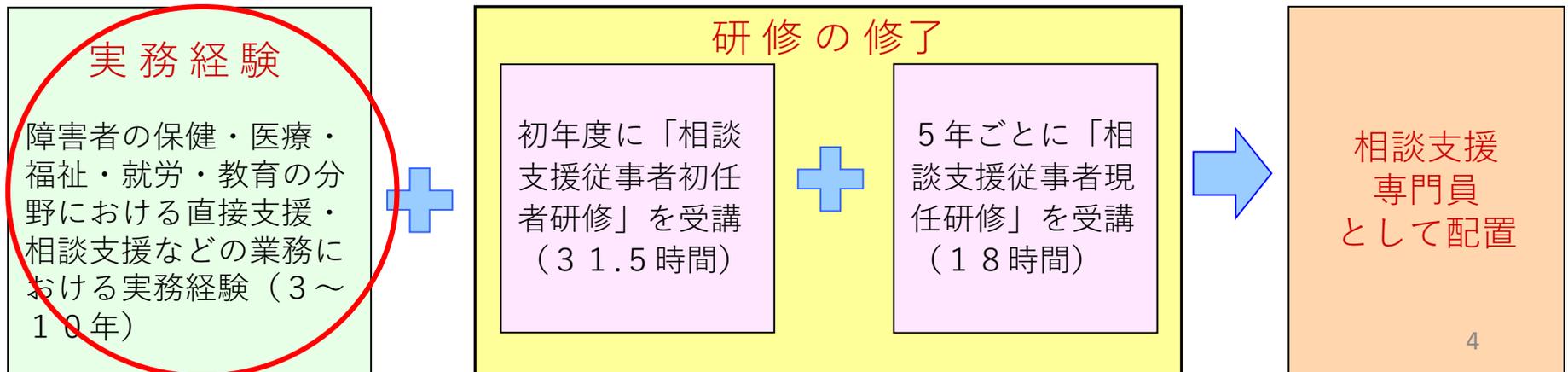
（経緯）

- 障害児（者）地域療育等支援事業等、補助事業による相談支援事業の担い手養成として平成10年より知的、身体、精神の障害種別毎に障害者ケアマネジメント従事者養成研修が開始された。
- 平成18年施行の障害者自立支援法において、相談支援事業の担い手として相談支援専門員が位置付けられ、その養成研修として障害者ケアマネジメント従事者養成研修を3障害を統一のものとして改定した相談支援従事者研修（初任者研修・現任者研修）が実施されることとなった。
- 平成20年には社会保障審議会障害者部会において地域における相談支援体制やケアマネジメントのあり方に対する議論が行われ、障害児支援や地域移行支援等について専門コース別研修（任意研修）を新設し研修体制の充実が図られた。

（現状）

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 9, 364箇所（平成29年4月1日現在）
- 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 19, 083人（平成29年4月1日現在）

【相談支援専門員の要件】



相談支援専門員の実務経験

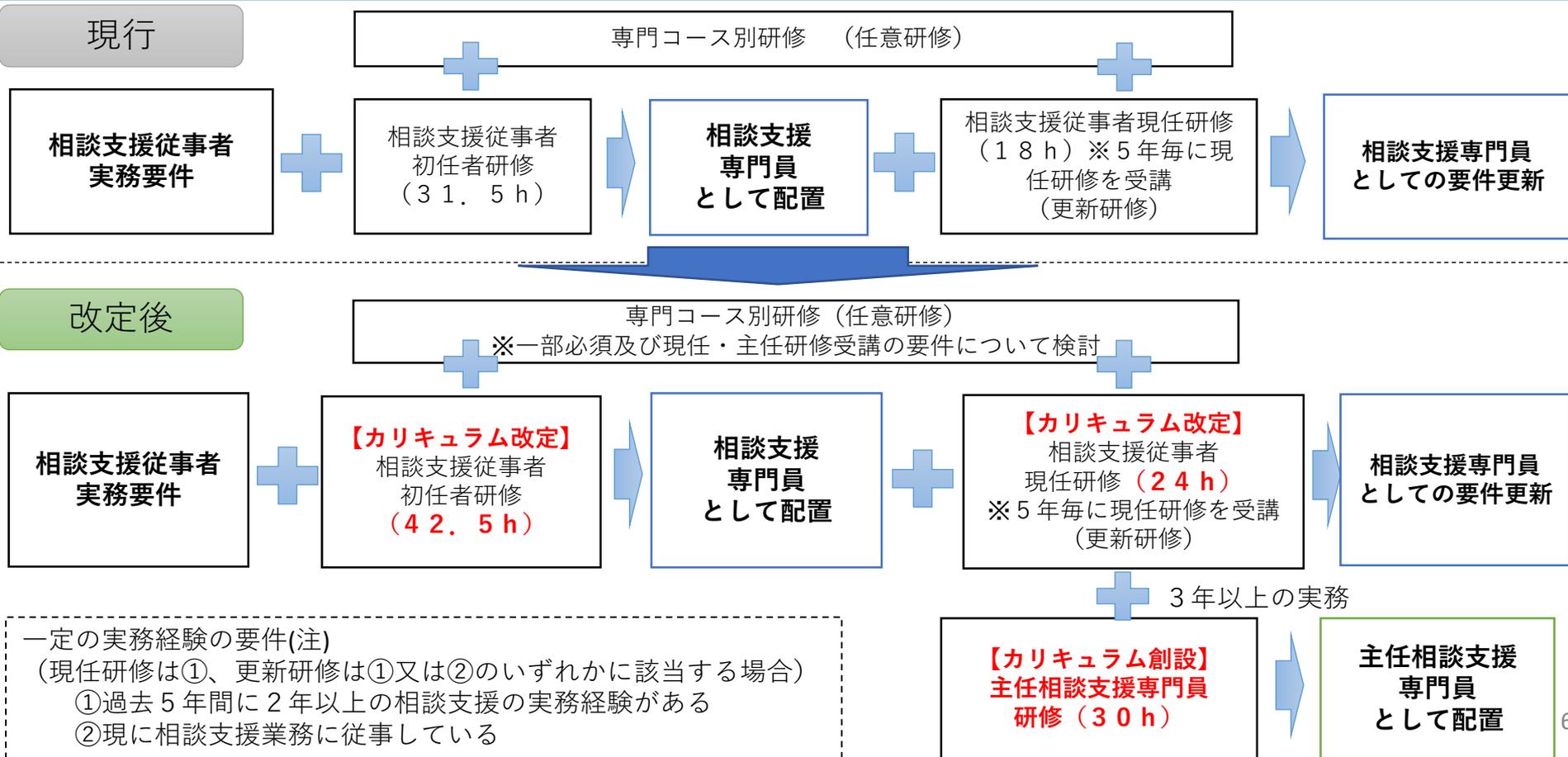
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 2 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が 1 年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 2 による業務に 5 年以上従事している者	3年以上

※ 1 平成 18 年 10 月 1 日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成 18 年 9 月 30 日までの間の期間が通算して 3 年以上

※ 2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、現行のカリキュラムの内容を充実する。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(注)を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。



研修の位置付け

基準省令

指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二七）
指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二八）
指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二九）
（従業者）

○一般（特定・障害児）相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を配置する。

告示

指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二四・三・三〇厚労告二二六）
指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二四・三・三〇厚労告二二七）
指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二四・三・三〇厚労告二二五）

実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（3～10年）



研修の修了

初年度に
「相談支援従事者初任者研修」を修了
(31.5時間)



5年ごとに
「相談支援従事者現任研修」
を修了
(18時間)

通知

相談支援従事者研修事業の実施について（平成一八・四・二一 障発〇四二一〇）

- 相談支援従事者研修事業実施要綱
- 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- 相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- 専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による初任者及び現任研修は標準カリキュラム以上の内容で実施する。

相談支援専門員の養成の全体像（案）

更新期限5年

更新期限5年

現に相談支援事業に従事しておらず、
5年間に2年以上実務に従事していない場合

「基本相談支援を基盤とした計画相談支援を実施できる
知識と技術の獲得」

相談支援従事者初任者研修

相談支援事業実務経験2年以上
(実践の積み重ね)

相談支援従事者現任研修 「個別相談支援のスキル
アップ、地域援助のスキル獲得」

相談支援事業実務経験
現任研修修了後3年以上
(十分な知識・経験の蓄積)

相談支援従事者主任研修
「地域づくり、人材育成、困難事
例への対応など地域の中核的な割
を担うための知識と技術の獲得」

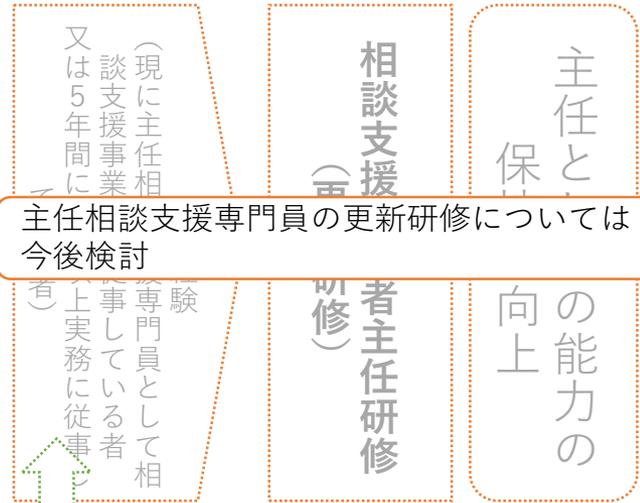
相談支援事業
実務経験

(現に相談支援事業に
現に従事している者
又は5年間に2年以上実
務に従事していた者)

**相談支援従事者現任研修
(更新研修として受講)**

専門職としての能
力の保持・向上

更新期限5年

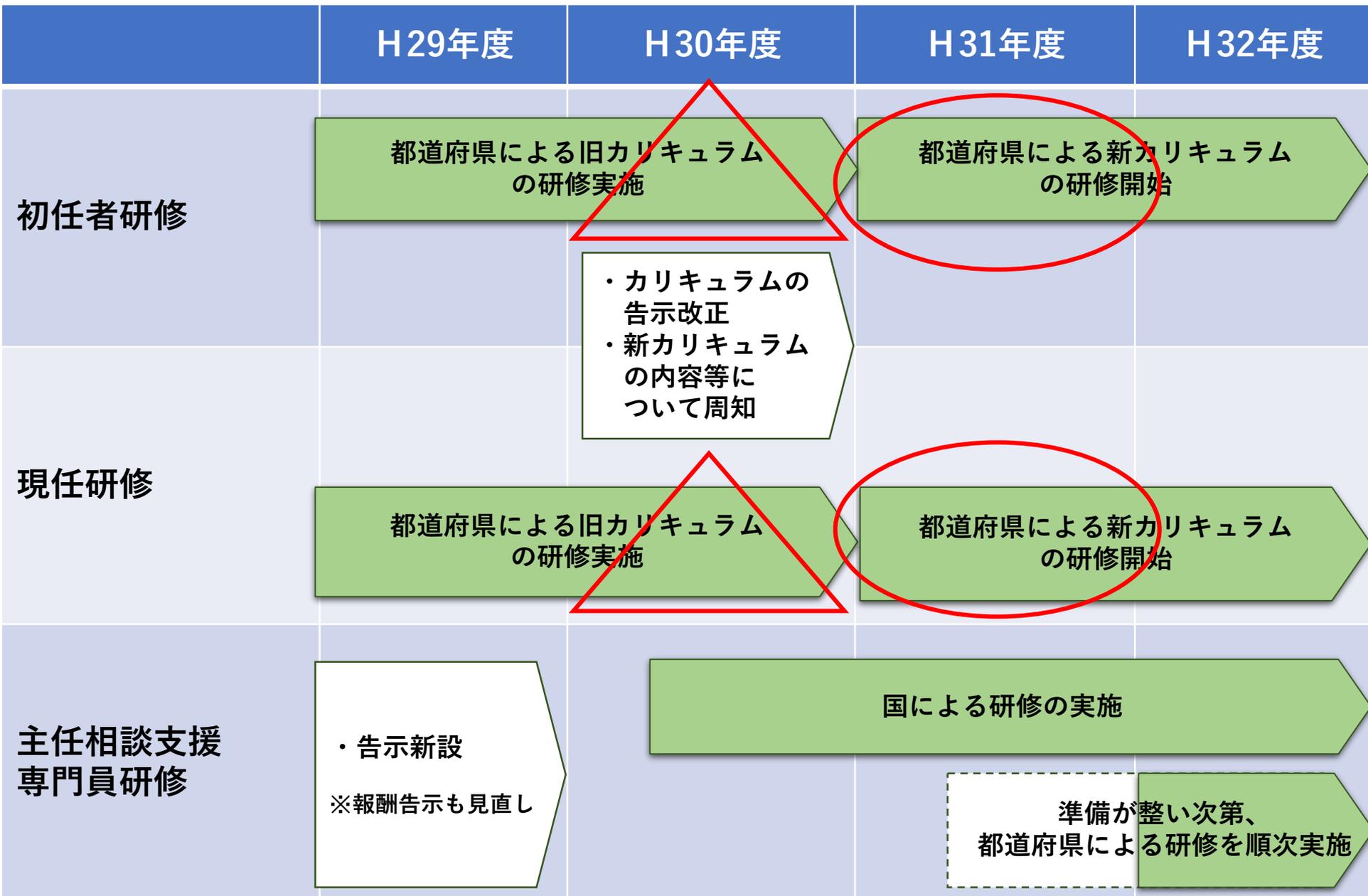


専門コース別研修

OJT、OFF-JT、自己研鑽

相談支援等に関わる実務経験

見直しのスケジュール



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

現行

サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件

相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講 (11.5 h)
サービス管理責任者等研修共通
講義及び分野別演習を受講 (19 h)

サービス管理責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

改定後

【一部緩和】
サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件
※ 実務要件に2年満たない
段階から、基礎研修の受講可

【改定】基礎研修
相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講 (11 h)
サービス管理責任者等研修**(統一)**研
修講義・演習を受講 (17.5 h)

OJT
一部業務
可能

【新規創設】
サービス
管理責任者等
実践研修
(16.5 h)

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

【新規創設】
サービス
管理責任者等
更新研修
(6 h程度)
※ 5年毎に受講

(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修：過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修：①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】 専門コース別研修 (任意研修)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表（案）

相談支援従事者初任者研修講義（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5 h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2 h
	地域支援に関する講義	3 h
合計		11.5 h
共通講義及び分野別演習（現行）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6 h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3 h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10 h
合計		19 h



基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）（見直し後）		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5 h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3 h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3 h
合計		11 h
基礎研修（うち研修講義、演習部分）（見直し後）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	4.5 h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	5.5 h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5 h
合計		17.5 h

新設



実践研修		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1 h
演習	サービス提供に関する講義及び演習	7 h
	人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5 h
	他職種及び地域連携に関する講義及び演習	6 h
合計		16.5 h

※更新研修については実践研修標準カリキュラム案を基に厚生労働科学研究にて開発中（6時間程度を想定）

サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	特区 大阪・埼玉
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上	3年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）国家資格等※１を有する者 （４）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が１年以上である者		
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
		特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上	5年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）保育士 （４）児童指導員任用資格者	5年以上	3年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※１による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	3年以上	3年以上

※１国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
<p>障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）</p>	<p>5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>
	<p>医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者</p>	
	<p>就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</p>	
	<p>学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者</p>	
	<p>乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者</p>	
	<p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	
	<p>施設及び医療機関等において介護業務に従事する者</p>	<p>10年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>
	<p>障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者</p>	
	<p>学校に従事する者</p>	
	<p>児童福祉等に関する施設、事業に従事する者</p>	
	<p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	
	<p>上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者</p>	<p>5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>
<p>上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）</p>	<p>老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上</p>	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

① 現行研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修(旧体系)受講

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(H35年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※H31～33の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

＜実務経験＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で2年以上の実務
※基礎研修受講後に実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後5年毎に受講

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。**
- 個別支援計画**原案**の作成が可能であることを明確化。

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

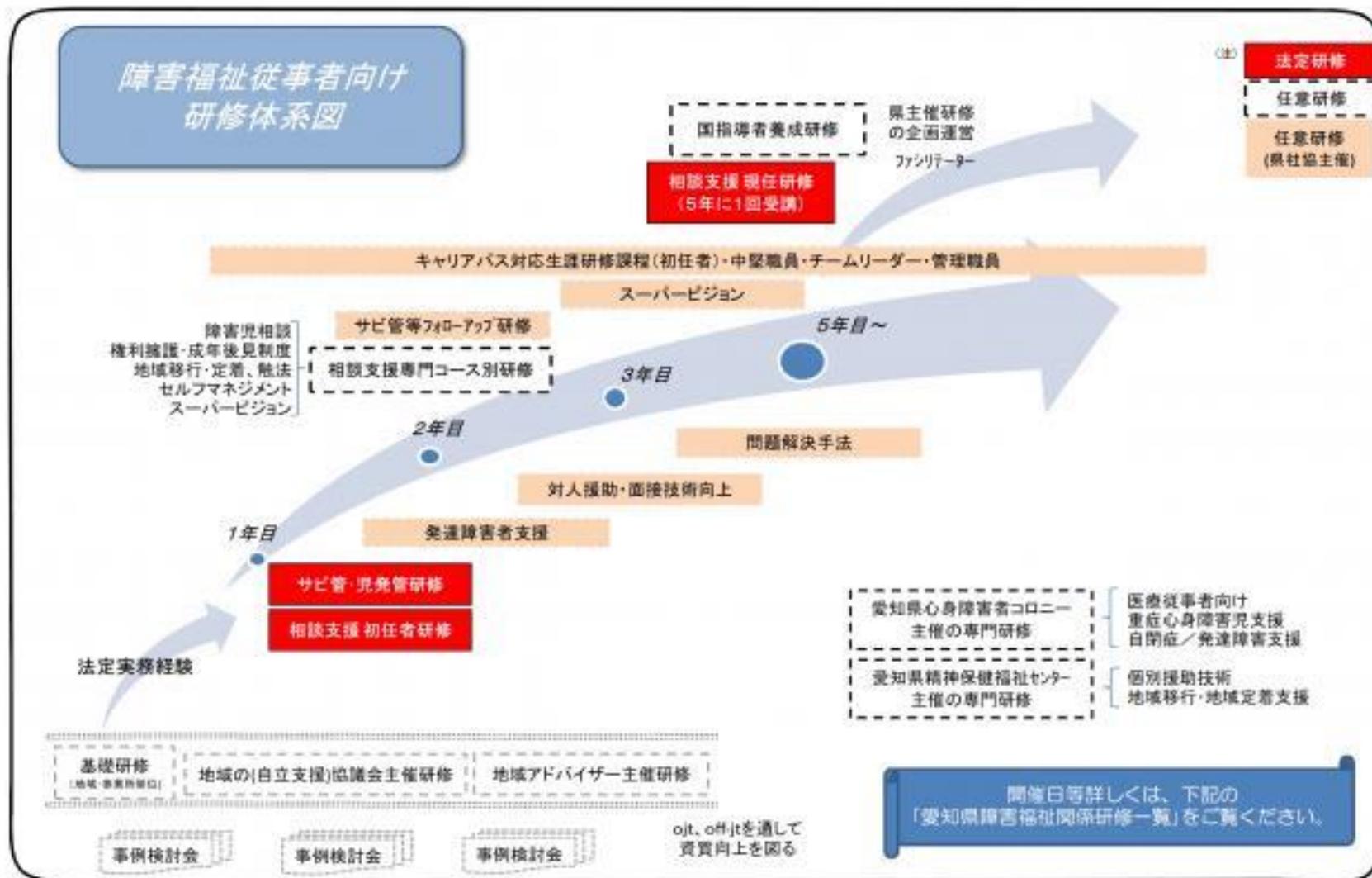
サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後5年毎に受講

愛知県での初任者研修の位置付け



※経験年数は、法定実務経験経過後の日数の年数を示しています。

初任者研修の獲得目標

- ① ソーシャルワークとしての障害者相談支援の価値と知識を理解する。
- ② 基本相談支援の理論と実際を理解し、障害者ケアマネジメントのスキルを獲得する。
- ③ 計画相談支援の実施に関する実務を理解し、一連の業務ができる。
- ④ 地域づくりとその核となる（自立支援）協議会の役割と機能を理解する。

今日と明日の講義の流れ

	科目	項目	時間
1 日 目	オリエンテーション 研修受講ガイダンス	本研修の獲得目標・プログラム概要 人材育成・職業教育・成人学習理論	1H
		相談支援の目的	1.5H
	相談支援概論	相談支援の基本的視点	2.5H
		相談援助技術	1H

2 日 目	法の理念・現状とサービス提供プロセス	障害福祉の歴史・法の理念・障害福祉サービスと児童福祉サービス	1.5H
	相談支援の基本	相談支援事業・計画相談プロセス・個別支援計画との連携・虐待防止	1.5H
	ケアマネジメント手法とプロセス	ケアマネジメントとプロセス・基本的視点・他職種連携とチーム支援	1.5H
	相談支援における地域への視点	地域における相談支援体制・地域づくり、資源の改善・開発、協議会	1.5H
	研修のまとめ	2日間のまとめと演習に向けて	0.5H

成人学習理論 (Andragogy)

Knowles, MS. The modern practice of adult education: from pedagogy to andragogy. 2nd Ed. New York, NY: Cambridge, The Adult Education Company, 1980: Chapter 4. より

成人が物事を学習するプロセスは、子どもの学習過程とは異なる。

(1) 成人は、自立した学習者である

独立性・自らをコントロール・積極的な役割

(2) 成人の過去の経験は、学習のための資源である

過去の経験の蓄えを引き出して活用すべき

(3) 成人の学習の準備性は、人生における発達段階に応じて生じてくる

仕事や家族における役割、責任の変化→学ぶ意欲

(4) 成人の学びは、課題や問題に基づいて導かれる

疑問や問題の解決への意欲、必要性→効果的な教育



- (1) 成人は、自立した学習者である
 - 実習への取り組み・グループワークでの役割
- (2) 成人の過去の経験は、学習のための資源である
 - これまでのキャリア・仕事以外の知識や技術
- (3) 成人の学習の準備性は、人生における発達段階に応じて生じてくる
 - 相談支援に携わる・サービス管理責任者等
 - 後輩に教える・管理者や地域のリーダーに
- (4) 成人の学びは、課題や問題に基づいて導かれる
 - 研修による新たな疑問や課題への対応
 - 制度改正、支援のスキルアップの必要

継続的な「学び」の必要性

- ◆過去の経験の蓄積は、いつか尽きてしまったり、通用しなくなる。
- ◆仕事を続ければ、役割や立場の変化とともに、新たな知識や技術が必要となり続ける。

- 私たち対人援助職にとって、自己覚知はとても重要であり、そのための機会が必要不可欠。
- 相談者・利用者への支援の向上のため、日常業務を振り返ったり助言を受けたりする機会が必要。

自立した学習者として疑問や課題に向き合い、意識して学びの機会を持ち続けましょう。

「障害児者支援の質」

名古屋市総合リハビリテーション事業団
鈴木智敦作成資料（2018） 参照

5 + 1の要因

- ① 価値・理念（倫理・社会的正義）
- ② 知識・技術
- ③ 体制・組織
- ④ 社会政策 制度・システム
- ⑤ ひと

時代・社会的価値観

教育からの影響

対人援助職としての継続的な学び

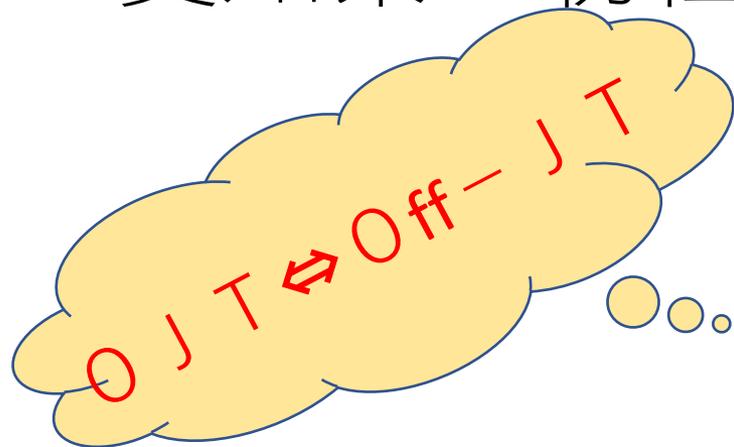
「スーパービジョン」

- 継続した利用者支援の向上のため（知識・技術・感情）
- 3つの機能（管理的・教育的・支持的）
- バイザー⇔バイジー関係

「On the Job Training」

- 通常業務を通じた教育、人材育成
- 通常業務を離れた教育機会（Off-JT）と組み合わせることでより効果が上がる

愛知県の初任者研修の流れ



現場での実習 = 課題

①②

講義

全体

③

ケアマネ
プロセス
演習

3日程
に分散

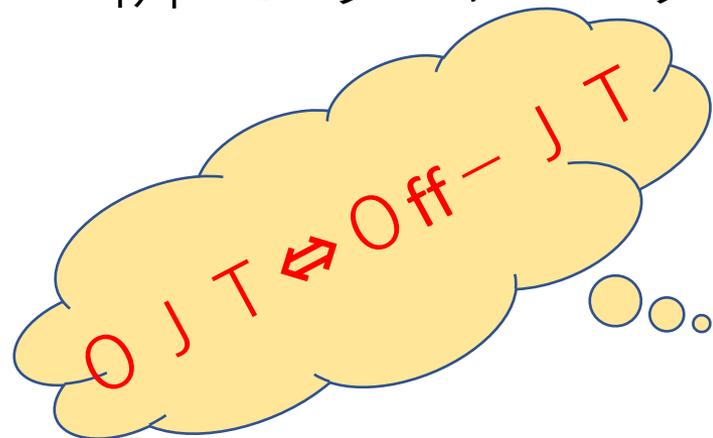
④

個別相談支援
社会資源理解
自立支援協議会理解

4日程に分散

⑤⑥

新カリキュラムになると・・・



現場での実習 = 課題

①②

講義

全体

③④

ケアマネ
プロセス
演習

3日程
に分散

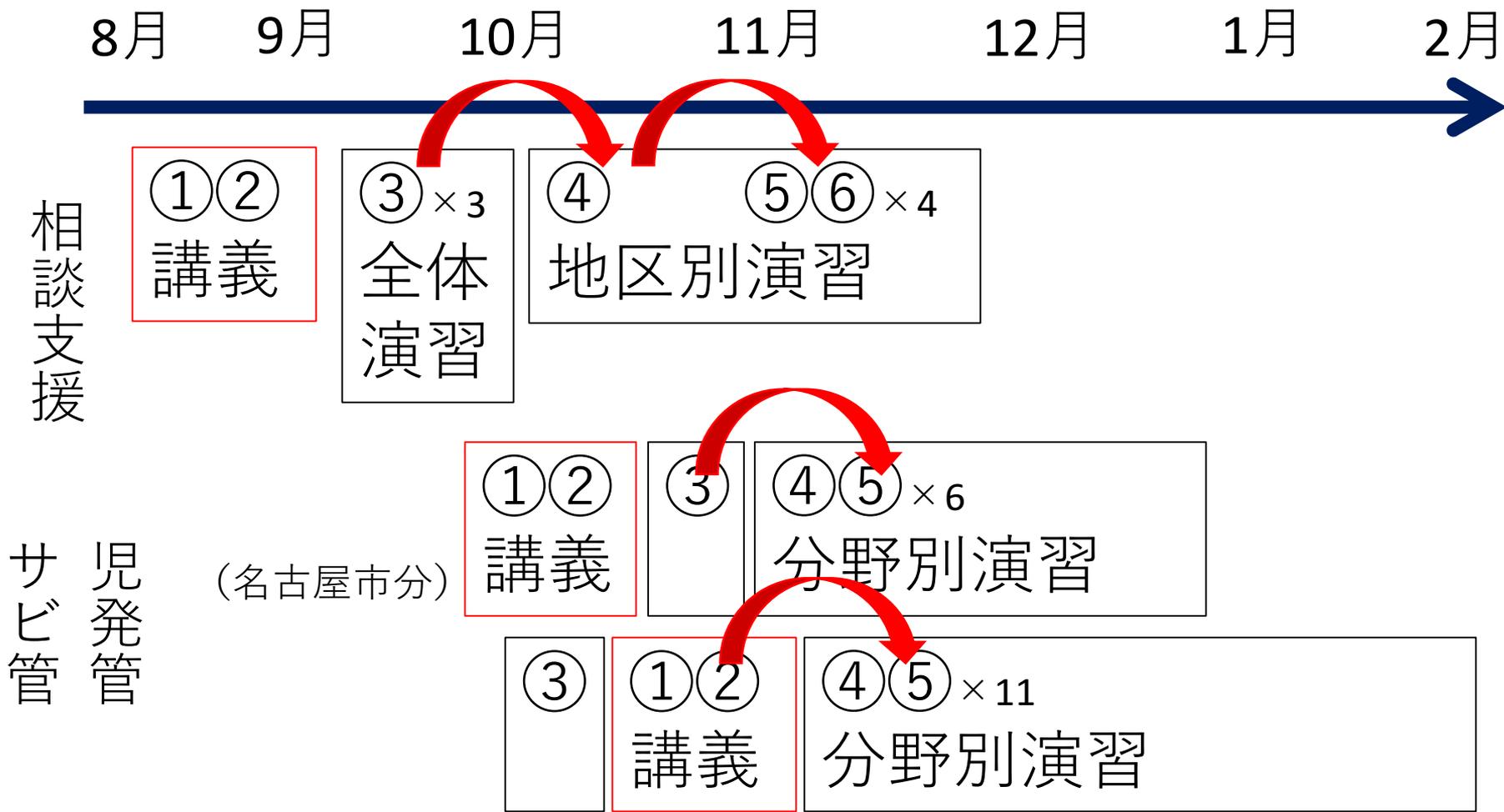
⑤

個別相談支援
社会資源理解
自立支援協議会理解

⑥⑦

4日程に分散

愛知県の資格取得研修の流れ



まずは2日間・・・



よろしくお願ひします。